

## 利用者情報に関するワーキンググループ（第1回）

令和6年3月1日

【川野利用環境課課長補佐】 本日は皆様、お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。定刻を少し過ぎまして申し訳ございません。定刻となりましたので、利用者情報に関するワーキンググループ、第1回会合を開催いたします。

本日事務局を務めます総務省総合通信基盤局利用環境課の川野でございます。

まず、事務局よりウェブ会議による開催上の注意事項について御案内いたします。本日の会合の傍聴者につきましては、ウェブ会議システムにより音声及び資料投映のみでの傍聴とさせていただいております。事務局において傍聴者は発言ができない設定とさせていただいておりますので、音声設定を変更しないようお願いいたします。また、本日の会合につきましては、記録のため録画をさせていただきます。

次に、構成員におかれましては、ハウリングや雑音混入防止のため、発言時以外はマイクをミュートにして映像もオフにさせていただきますようお願いいたします。御発言を希望される際には、事前にチャット欄に発言したい旨を書き込んでいただくようお願いいたします。それを見て主査から発言者を指名いただく方式で進めさせていただきます。発言する際には、マイクをオンにして映像もオンにして御発言ください。発言が終わりましたら、いずれもオフに戻してください。接続に不具合がある場合は、速やかに再接続を試していただくようお願いいたします。その他、チャット機能で随時事務局や主査充てに連絡をいただければ対応させていただきます。

本日の資料は、本体資料として資料1-1から1-4を用意しております。

注意事項は以上になります。

議事に先立ちまして、本ワーキンググループの開催について事務局より御説明させていただきます。

資料1-1の設置要綱につきましては、事前にワーキンググループの構成員の皆様にご了承いただいております。設置要綱4の(1)にあるとおり、本ワーキンググループの主査は、親会の座長により指名されることとなっております。親会の座長たる宍戸先生からワーキンググループの主査については、山本先生の御指名がございました。

それでは、これ以降の議事進行は山本主査にお願いしたいと存じます。山本主査、よろ

しくお願いいたします。

【山本主査】 このたび本ワーキンググループの主査を務めることになりました慶應義塾大学の山本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、本会合の主査代理につきまして、ワーキンググループの開催要項4の(5)に従いまして、指名をさせていただきたいと思っております。

主査代理については、一橋大学大学院の生貝先生を指名したいと思っております。

生貝主査代理、一言お願いできればと思っておりますが、よろしいでしょうか。

【生貝主査代理】 よろしくよろしくお願いいたします。生貝でございます。

【山本主査】 よろしくよろしくお願いいたします。

続きまして、初回ということですので、構成員の皆様から簡単に一言ずついただければと思っております。五十音順でと思っております、まずは一橋大学大学院の教授の江藤先生、お願いいたします。

【江藤構成員】 一橋大学の江藤でございます。このたびは、どうぞよろしくお願いいたします。

【山本主査】 ありがとうございます。

次に、株式会社DataSign代表取締役社長の太田先生、よろしくお願いいたします。

【太田構成員】 DataSignの太田と申します。よろしくお願いいたします。

【山本主査】 次ですけれども、主婦連合会事務局長の木村先生、よろしくお願いいたします。

【木村構成員】 木村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【山本主査】 よろしくお願ひします。

次ですけれども、一般財団法人日本情報経済社会推進協会客員研究員の寺田先生、お願いいたします。

【寺田構成員】 寺田でございます。よろしくお願いいたします。

【山本主査】 よろしくよろしくお願いいたします。

それから、英知法律事務所の弁護士である森先生、お願いいたします。

【森構成員】 弁護士の森です。よろしくお願いいたします。

【山本主査】 最後に、森・濱田松本法律事務所の弁護士の呂先生、お願いいたします。

【呂構成員】 弁護士の呂です。よろしくお願いいたします。

【山本主査】 ありがとうございます。今後、構成員の皆様は自由闊達に議論していく

ということもありまして、「先生」ではなくて「さん」付けで呼ばせていただければと思いますので、御了承いただければと思います。よろしく願いいたします。

それから、本ワーキンググループには個人情報保護委員会事務局にオブザーバー参加をいただいております。なお、本日の会合での議論に必要があると考えられるため、一般社団法人日本インタラクティブ広告協会様にオブザーバーとして御出席をいただきたいと思っておりますけれども、御異議等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議ありません」の声あり)

【山本主査】 ありがとうございます。

それでは、御異議がございましたので、それぞれ御出席の上、議事に入りたいと思います。

まずは事務局からですが、利用者情報の適切な取扱いの確保に関する背景、それから現状について御説明をいただきます。その後、事務局の説明に加えまして、有識者として株式会社日本総合研究所の小竹様、それから生員構成員から御発表をいただきたいと思います。質疑、意見交換につきましては、三者からの発表に関して一括で最後に実施をさせていただければと思います。

それでは事務局から、資料の1-2に基づいて御説明をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

【川野利用環境課課長補佐】 それでは、事務局より資料1-2、利用者情報の適切な取扱いの確保に関する背景及び現状について御説明させていただきます。

まず、1ページを御覧ください。14ページまでは、ICTサービスの利用環境の整備に関する研究会、本ワーキングの親会になりますけれども、そちらの事務局資料と重なる部分がございます。本ワーキングは第1回目とのこともあり御説明させていただければと思います。よろしくお願いいたします。

まず、1ページでございますけれども、ICTサービスの拡大とともに、サービス利用に伴う諸課題が拡大・多様化していると考えております。こちらの左側でございますけれども、本ワーキングで取り扱う利用者情報の不適切の取扱いについても課題となっているところでございます。

2ページを御覧ください。インターネット利用における不安の内容として左側でございますけれども、個人情報やインターネット利用履歴の漏えい等の不安が挙げられております。こちらに対しまして、個人情報や利用者情報の保護のさらなる促進というのが対処す

べき政策課題として考えられますことから、こちらについて検討していければと考えております。

3 ページを御覧ください。総務省では電気通信事業を取り巻く環境変化を踏まえまして、電気通信サービスの円滑な提供及びその利用者の保護を図るため、以下の措置を講ずる電気通信事業法を改正しています。当該法律は令和4年6月に成立して、昨年6月に施行となっております。この中で②のところ、赤枠で囲んでおりますけれども、安心・安全で信頼できる通信サービス・ネットワークの確保のため、利用者利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務を提供する電気通信事業者に関し、利用者情報について適正な取扱いを義務づけております。また、事業者や利用者に関する情報を第三者に送る、送信させようとする場合に、利用者に確認の機会を付与するといった規律を策定しているところでございます。

4 ページ御覧ください。総務省では利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務を提供する電気通信事業者に対する規律として、囲み枠内に規律内容を書いておりますけれども、①特定利用者情報の取扱規程の策定・届出、②特定利用者情報の取扱方針の策定・公表、③毎事業年度、特定利用者情報の取扱状況の自己評価、PDCAサイクルの実施、統括責任者の選任・届出等、また情報の漏えい時の報告等の義務づけを行っております。これによりまして、事業者は自らの実態を踏まえた情報の適正な取扱い体制を確保して、それにより利用者は、安心・安全で信頼できるサービスを選択することが可能となるとしているものでございます。

5 ページを御覧ください。当該規定の対象者でございますけれども、電気通信事業法及び施行規則の中で、無料の電気通信役務の利用者数が1,000万以上、有料の電気通信役務の利用者数が500万以上の事業者に対しまして、総務省で昨年11月に情報通信行政・郵政行政審議会に諮問、答申をいただいた上で、12月18日に対象の事業者として、下の表に記載させていただいておりますけれども、19社を指定しているところでございます。

6 ページを御覧ください。外部送信規律の説明になります。こちらは、例えばウェブサイト運営者、アプリケーション提供者等電気通信事業を営む者は、利用者の端末に外部送信を指示するプログラムを送る際には、あらかじめ送信される利用者に関する情報の内容や、当該情報を取り扱うこととなる者の氏名・名称、情報の利用目的を通知、公表等しなければならないとされたものでございます。当該規律に関しましては、昨年6月に施行となっております。

また、7 ページを御覧ください。ここからは利用者情報のモニタリングについての説明

になります。電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドラインの中で、同ガイドラインの遵守状況及び電気通信事業者による情報の取扱いに関しましては、定期的にモニタリングを行い現状を把握することとされております。また、2022年度はプラットフォーム研究会の下に設置された利用者情報ワーキンググループにおいて、電気通信事業ガイドラインの遵守状況等のモニタリングを実施しております。

次に、8ページを御覧ください。2023年度に行ったモニタリングの概要資料となっております。2023年度は「デジタル広告市場の競争評価 最終報告」において確認されるとしました項目等を中心に、透明化法におけるデジタル広告分野の特定デジタルプラットフォーム提供者として規律対象となっておりますGoogle、メタ、LINEヤフー3社に対してヒアリングを行ったところです。透明化法に関わる主な確認項目として、枠内に書いておりますけれども、主に4点、確認したところになります。着眼点としましては、こういったプラットフォーム事業者の取組を通じ、消費者の理解やオプションなどの認知、また利用がどの程度進んでいるかということで確認を行ったものになります。

9ページは、このモニタリングに当たってのヒアリングシートになりますので、参考情報となっております。

10ページを御覧ください。こちらは当該モニタリングの結果、プラットフォーム研究会から、今後のモニタリングをどのようにしていくのかといったようなところで御提言いただいた内容となっております。1ポツから3ポツ目までは枠組みの話でございますけれども、先ほど御説明させていただいた継続的なモニタリングを行うべく、御提言いただいたものと認識しております。また、4ポツ目でございますが、こちらは当該モニタリングを行うに当たって、新たなターゲティング手法の登場等の業界の動向を踏まえながら、プラットフォーム事業者における情報取得の方法等、利用者情報の取扱いについて確認が必要であるとの点。また5ポツ目では、2023年度のモニタリングにおいて御指摘を受けた、プラットフォーム事業者がアカウントを取得していない利用者やログインしていない利用者からも情報を取得していることや、第三者や第三者のウェブサイトを通じて情報を取得していること、こういったことに関しまして、利用者保護の観点から何か対応を行うべきではないのか。それについて検討を行うことが必要ということで御提言を頂戴したものでございます。

11ページでございます。こちらは10ページの先ほどの提言の中の4ポツ目に関連いたしますけれども、利用者の十分な自覚がないままデータを収集する仕組みを問題視した

AppleやGoogleが、独自に3rd party Cookieに対する規制を進めその全面廃止も検討している状況ということで御紹介させていただいております。

12ページでございます。こちらは3rd party Cookieの廃止を受けた動向として、AppleのIDFA取得のオプトイン化やIDFAを使用せずに広告効果を測定できる仕組み等が設けられているといったことで御紹介させていただいております。

これらの動向等を踏まえまして、13ページでございますけれども、総務省で、平成24年8月に公表して、その後2回改定しておりますスマートフォン・プライバシー・イニシアティブ、SPIと呼んでいるものがございますけれども、こちらに関しまして、スマートフォンの普及に伴いアプリケーション等による取得・蓄積した利用者情報を適正に取り扱うことが望ましいという事項をまとめたものを御紹介させていただいております。

14ページでございますけれども、こちらに関しましては、これらの背景を受けた上での検討事項ということで、本ワーキンググループの中での検討事項を主に2点挙げさせていただいております。まず①としましては、スマートフォン上のプライバシー対策として、外部送信規律の法制化、先ほど御紹介させていただいておりますけれども、こういった状況変化を踏まえまして、スマートフォン・プライバシー・イニシアティブ、先ほど説明させていただいたSPIについて見直すべき点はないのかといったところで論点出しさせていただいております。

また、②の利用者情報に係るモニタリングにつきましては、昨年度、今年度とモニタリングを行ってございましたけれども、個人情報保護ガイドラインに基づく定期的なモニタリング、また先ほども2023年度も行いましたデジタル市場競争会議でまとめられた報告書を踏まえた検討、こちらについても、継続して取り組んでいければと考えているところでございます。この取組に当たりましては、先ほどもプラットフォームサービス研究会で御提言いただいた内容でございますけれども、御指摘が複数ございましたので、例えば非ログイン利用者の保護の在り方、第三者からの情報取得に係る利用者保護の在り方等、検討すべき事項はないかといったようなところについて御議論いただければと考えているところでございます。

加えて御紹介でございますが、近年、情報漏えい等で利用者情報が委託先または再委託先のほうから漏えいしているという事案もございますので、こういった委託先の監督の在り方についても、何か検討すべき事項はあるのかといったようなところで記載させていただいているところでございます。

こちらが主に親会にも御説明させていただいた内容となっております。

15ページでございます。こちらは親会でいただいた議論でございます。①のスマートフォン上のプライバシー対策につきましては、SPIの改定に当たり法的拘束力のないベストプラクティスなので、一步進んだレベルを目指すべきと、本日も御参加いただいております。また、外部送信規律の法制化が行われたところですが、この見直し等についてまた検討したほうがよいのではないかと、そういったところでも御意見を頂戴しております。

②の利用者情報に係るモニタリング等につきましては、計画に基づくモニタリング、PDCAサイクルがうまく回っているのかといったようなことを確認していくべきではないかとの御意見を大谷先生からいただいております。また、森先生から、先ほども御説明させていただきました2023年度のモニタリング結果の提言で課題になった非ログインユーザーからの情報取得、こういった点についても検討が必要であること等について御意見を頂戴したところでございます。

ここからは、これらの検討項目につきまして、この利用者情報ワーキングでどのように議論を進めていくかといったところで、スケジュールについて御説明させていただければと思います。16ページでございます。

まず、本日より利用者情報ワーキンググループにおいて、①と書かせていただいておりますけれども、スマートフォン上のプライバシー対策について、早速御議論いただければと考えているところでございます。まずは、①、②、③と記載させていただいておりますが、この事務局説明、私の説明に加え、有識者といたしまして、このSPIの関係では、スマートフォンアプリにおける利用者情報の取扱いの現況等をスマートフォン・プライバシー・アウトLOOK、SPOとして確認していただいております日本総研様のほうから御発表をいただく予定でして、その後諸外国状況の関係で構成員でございます生貝先生のほうから御発表を頂戴する予定です。

その後、関係事業者や周辺状況が分かるような形で、有識者の方へのヒアリングであるとか、場合によっては事業者様へのヒアリングであるとか、こういったところでいろいろ御意見を頂戴しながら、SPI改定に向けたその論点出しというのができればと考えているところでございます。

1点、留意事項としましては、こちらは増減があるかもしれませんが、一応第6回というところに記載しておりますけれども、このSPI改定案を我々から取りまとめてお示しさ

せていただく際に、セキュリティ関係でも、セキュリティ統括官室で議論されているICTサイバーセキュリティ政策分科会の中で、SPIについて、セキュリティの観点で、その改定の内容があるようであれば、こちらの利用者情報ワーキンググループに御報告いただくということで進めているところでございます。これに関しましては、改定に向けて準備をしていければと考えているところでございます。

②としましては、利用者情報に係るモニタリングというところで記載させていただいております。こちらはSPIを議論しつつ、4月頃から来年度のモニタリングに向けて少しずつ準備できればと考えているところでございます。プラットフォーム研究会のほうでも御提言いただいておりますので、そういった内容を踏まえながら、事業者様に対してどういう内容をモニタリングしていくのが適当なのかといったところで、例えば有識者の先生方からの御意見等も頂戴しながら、モニタリングシートというのを固めていければと考えているところでございます。

17ページでございます。本日から、先ほども申し上げました①のSPIの見直しに向けて議論していただくということになりますので、論点案ということで記載させていただいております。1番の位置づけにつきましては、親会の中でも御意見を頂戴しているところでございますけれども、法的拘束力のないベストプラクティスであるということ踏まえまして、法令から一歩進んだレベルを目指すべきであるとの意見があるがどう考えるか、森先生からも親会で類似の御意見を頂戴しているところでございます。

2番の国内制度の反映につきましては、事務局側で対応すべき点かもしれませんが、SPIの最終改正が平成29年ですが、その後、個人情報保護法の改正、電気通信事業法の改正と、法改正がございますので、こういった法改正を受けて改定する部分はないのかという点です。

3番としましては、諸外国動向を踏まえた対応ということで、後ほど生貝先生から御発表いただくかと存じますけれども、諸外国や国際標準の動向を踏まえ、SPIに追加等が必要な事項はあるか。例示として、子供の利用に適したプライバシープラクティスということで記載させていただいております。

4番、民間の取組を踏まえた対応としまして、民間事業者様やその他事業者団体の皆様とか、そういった方の先進的な取組等を踏まえてSPIに追加等すべき事項があるかということで記載させていただいております。例えば、利用者を識別する情報の取扱い等ということで例示を挙げさせていただいているところです。



その他としましては、現状のSPIに規定しております、例えばアプリ提供事業者、アプリ提供サイト運営事業者に等について記載させていただいておりますけれども、対象範囲について御意見があるか、その他、見直しに当たり検討すべき事項があるかということで論点出しさせていただいているところでございます。

18ページからはSPIの概要となっております。御議論いただくので、本当に簡単にですが御説明させていただきますけれども、18ページに改定経緯を書いております。平成24年に実施した研究会の下のワーキングで御議論いただきまして、SPIを公表しております。その後、平成29年に最終改定になりますけれども見直しを行っているところでございます。現状はSPIⅢということになっておりまして、赤枠で囲っておりますが、第1章にスマートフォンにおける利用者情報の取扱いの在り方について記載しているところです。

19ページでございます。第1章というところで、アプリ提供者やアプリ提供サイト運営事業者・運営者、OS提供者等、各関係事業者の特性・事情を考慮しつつ、それぞれの関係事業者等が取り組むことが期待される取組というものを記載しております。

20ページでございます。第1章でございますスマートフォン利用者情報取扱指針の総則となっております。赤枠で囲っておりますけれども、基本原則として透明性の確保、利用者関与の機会の付与、適正な手段による取得の確保、適切な安全管理の確保等について規定しております。

21ページでございます。アプリケーション提供事業者等に期待される取組になります。具体的な取組内容として、プラポリの作成やプラポリの運用等の取扱いについて規定しております。

22ページを御覧ください。アプリケーション提供サイト運営事業者、OS事業者についての取組について規定しております。アプリ提供者等に関する適切なプラポリ作成・公表等の対応の促進、またプラポリの表示場所を提供するなど、アプリ提供者等に対し、適切な対応を行うよう支援といったようなことで規定をされているところでございます。

23ページ、24ページは参考としまして、第2章、第3章の概要となっております。

27ページ以降は、先ほど17ページで論点案として記載させていただいております項目に関し、国内制度、諸外国動向、民間の動向について、参考までにつけさせていただいております。27ページは、令和2年の個人情報保護法の改正、28ページ、29ページは先ほども御紹介しました電気通信事業法の改正、その後、諸外国制度のほうを31ページからですか、つけさせていただいております。後ほど生貝先生から御発表いただくGDPRについて

は割愛しておりますけれども、欧州の動きとしてデジタルサービス法、デジタル市場法の概要、また35ページに英国の状況、コード・オブ・プラクティスの状況。37ページから、アメリカの状況に関しまして、児童オンラインプライバシー保護法の概要、38ページはカリフォルニア州の消費者プライバシー法の関連。40ページはeプライバシー規則、42ページ、ISO/IEC29184ということで、国際標準化の状況ということで御紹介させていただいております。

43ページ目以降は民間の取組としまして、Appleのフィンガープリント対策とプライバシー強化に関する取組、またGoogle様のAndroid向けにプライバシーサンドボックスのベータ版を公表して、アプリやウェブサイトを横断してアクティビティを追跡できる識別子を使用しない等、プライバシー対策に関する状況ということでまとめさせていただいております。

また、46ページにモバイル・コンテンツ・フォーラム様の状況、47ページからJIAA様の取組について記載させていただいておりますので、議論の参考としていただければと思います。

駆け足で恐縮でございますけれども、説明は以上になります。どうぞよろしく願いいたします。

**【山本主査】**      ありがとうございました。

いろいろと御質問等もあるかもしれませんが、先ほど申し上げたように3つのプレゼンが終わってからまとめて質疑応答の時間を設けたいと思います。

それでは、次ですけれども、日本総合研究所の小竹様より御報告をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

**【小竹氏】**      それでは、日本総合研究所の小竹のほうから、先ほど紹介がありましたSP0の取組内容の御紹介と、それを踏まえて、今後検討すべき論点というところを簡単に御説明させていただければと思っております。

目次のほうは飛ばさせていただきまして、SP0の御紹介は先ほどあったので、SPIとSP0の関係は省略させていただきますが、SP0で主に何を調査してきたのかというところだけ簡単に御説明させていただきます。

1つ目がスマートフォンアプリにおけるプライバシーポリシーの掲載や記載状況の調査というところを、2014年頃から2021年まで9年間ぐらいかけて調査をしているというところと、スマートフォンアプリケーションにおけるステークホルダーの動向調査です。ただ

スマホアプリにおきましては、Google、Apple等のアプリマーケット運営事業者様の影響が非常に大きいので、ほぼその2社が直近どういふことをしてきたかというところを調査しているという内容になっております。

そのため、今回はこの1番と2番がそれぞれ、2012年にSPIが策定された頃と今、直近においてどう変わってきたのかというところを御紹介させていただいて、その上で、SPIが最初に策定された頃との違いを踏まえて、どういふところを議論すべきかという形で最後を発表させていただければと思っております。

まず、スマホアプリにおけるプライバシーポリシーの掲載状況・記載状況の調査のところを御説明させていただきます。調査項目といたしましては、国内の人気アプリや新着アプリ、海外との比較ということで海外の人気アプリ等を対象に、そもそもプライバシーポリシーが掲載されているか。掲載されていた場合に、そのプライバシーポリシーの記載内容がどうなっているのか。プライバシーポリシーの適用対象がどういふところを指している、その中にどういふ内容が書かれているのか。また、SPIの中ではやはり、プライバシーポリシーで非常に正確に書こうとすると長文になってきて、なかなか一般の消費者様には理解が難しいというところで、重要な事項だけを簡潔に記載した概要版を作成することが望ましいとしておりますので、その概要版の掲載状況というところを主に調査したのになっております。

ここの調査がどのように昔から変わってきたのか、数年前から変わってきたのかというところを御説明させていただきます。まず、シンプルにするために人気アプリだけの推移、データだけをこの後は御紹介させていただくのですけれども、まずはプライバシーポリシーの掲載状況です。調査を開始した2014年頃は、掲載率としては、人気アプリでも6割から7割ぐらいだったところが、2018年にほぼ100%に近づいたという形になっております。これはGoogle、Appleが規約を改定して、基本的にスマホアプリで情報を取得するものはプラポリを掲載しなさいという形で、ガイドラインの策定等の規制強化を実施したと。後でも少し御紹介しますが、直近では情報の取得有無に関わらず、アプリケーションは必ずプラポリを掲載しなさいというところが変わったこともあって、ほぼ100%になってきているというところになっております。

では、プラポリの適用対象がどう変わってきたかというところなのですけれども、SPIの中では、個々のアプリ別にプラポリを作成することが望ましいとしているのですけれども、やはり今の主流といたしましては、会社全体、サービス全体、例えばGoogleであれば、

Googleのサービス全体のプラポリはこうです、Googleのサービス全体で取り扱う利用者情報はこういうもので目的はこういうものですよという形で、基本的にはほぼ全体の8割ぐらいがAndroid、iOSに関係なく、その会社サービス全体としてのプラポリで、個々のアプリ別に取得する情報ですとか、利用目的等を書いているのは全体の1割ぐらいという形になっております。

では、その中で書かれている項目というところなのですが、ユーザーが気になるような、例えばどういう情報がどういう目的で取られて、それが第三者、アプリ提供者以外に提供されるのかどうかというところに関しては、ほぼ8割、9割ぐらい書かれている状況ですので、過去から比べると非常に改善しているという状況なのかなと思っておりません。

最後に概要版の掲載状況なんですけれども、こちらに関してはほぼ数%程度というところで推移していて、ほぼ普及していないというところになっておりまして、毎年の調査をやっている、基本的には一部の事業者様、毎年同じ事業者様が対応されていて、それで数%を推移しているというような形になっております。

こちらはNTTドコモ様のdアカウント設定、過去の調査結果から持ってきたんですけれども、そこで作成されていた概要版の事例というところで、外部送信する情報と利用目的と第三者提供の有無、これだけがシンプルに分かるというところで、「詳細を確認する」に行くと、プライバシーポリシーの全文に行けるという構造がSPIの中で推奨していた内容になっております。

アプリ調査結果の総括というところなんですけれども、プライバシーポリシーの掲載に関してはほぼ100%になってきていると。Google、Appleのプラポリ掲載の義務化の影響が大きいのですが、そういう意味も含めて、プライバシーポリシーの掲載というのはもう当たり前、スマホアプリにおいては当たり前のものになっているのかなと。プライバシーポリシーの記載内容につきましては、まずはその項目については記載率が上がっておりますので、特に重要性の高い取得情報ですとか利用目的、それが第三者提供されるのかというところは分かるようになってきていると。ただ一方で、プライバシーポリシーの適用対象がサービス全体、会社全体の対象が主流になっておりますので。例えば、ある会社さん全体としては分かるのですが、では今落とそうとしているこのアプリでどういう情報が取られて、その情報が何のために使われて、第三者に提供されるのかというところについてはなかなか読み取れない状況なのかなというところになっております。

Android、iOSのスマホアプリにおいては、一部の情報に関してはOSの機能でアプリ別に、このスマホアプリはどの情報にアクセスするかというところが分かるので、どういう情報を取られる可能性があるかというところは分かるのですけれども、目的ですとか、その第三者提供有無は分からないというところになっております。

プライバシーポリシーの概要版に関してはほぼ浸透していないというところで、この辺りについて、やはりそこが事業者様にとっては負担の部分も大きいのかなというところもあるのですけれども、ただ、消費者の皆様がプライバシーポリシー全文を細かく読むことはなかなか難しいのかなというところで、利用者にとって分かりやすく容易に理解できる環境は重要なかなと感じるところになっております。

次に、アプリマーケット運営事業者さんの取組というところになっております。こちらに関しては、直近発表したSPOIXのほうで細かく、2021年12月時点なのですけれども、それぞれ利用規約で、プライバシーポリシーの設置ですとか、個別通知の在り方ですとか、データの収集・保存、使用・共有とで比較を実施しております。また、過去の取組内容を時系列で、例えばプライバシーポリシーの設置でGoogle、Appleがそれぞれどういうことを義務化していったかという遷移もありますので、総務省様のホームページで公開されておりますので、お時間のあるときに見ていただければと思っております。

ここではシンプルに、ではSPI策定時と今で何が変わったのかというところだけ御説明させていただきます。1つ目はプラポリの掲載有無で、SPI策定時はGoogle、Apple共に掲載は任意と。プラポリがアプリ紹介ページのリンクのところに貼ってなかったとしても、申請時にそのプラポリの申請のURLがなかったとしても審査は通るという形で掲載は任意だったのですけれども、今、Google、Apple共に、全アプリでプラポリの掲載は義務化と。そのアプリを審査、提出する際に、プラポリのリンクの掲載欄があると思うのですけれども、そこに多分、情報を入力しないとリジェクトされるというような形になっていて、昔は情報を取得している場合のみというような形もあったのですけれども、アプリの情報取得有無に関わらずプラポリの掲載を義務化しているというところになっております。

こちらは、過去にこの関連でユーザーインタビュー等したこともありますが、やはり消費者からすると、アプリが情報を取得していないからプラポリを掲載していないのか、それとも情報は取得しているがただ事業者がプラポリを掲載するのを忘れて掲載していないのかという点は見分けがつかみませんので、取得していない場合においても、このアプリは一切利用者情報は取得しませんというような簡潔なプラポリといたしますか、そうい

う通知は必要なのかなとは考えております。

2つ目は、端末識別子の取得・利用というところで、SPI策定時はGoogle、Apple、Android、iOS共に取得は可能と。ただし、規約の中で広告での利用ですとか、できるだけ利用しないでくださいという形の記載は存在したんですけども、2021年12月の時点ではGoogle、Apple共に、端末固有の識別子はOSレベルで技術的に取得不可にして、広告IDに変わってきていると。最近では、Appleにおいては広告IDの取得・活用もオプトイン化して非常に厳しくなってきたのかなというところになっております。

3つ目が、情報取得の個別同意・個別制御という形で、SPI策定時はiOSのみアプリごとに、例えば1情報を取る際にはポップアップが出てきて、提供しますかしませんかというところですか、提供すると答えた場合でも、設定に行けばアプリごとに位置情報を提供しないというように変更できる形だったのですけれども、今はGoogle、Apple共にプライバシー性の高い情報に関しては、必ずポップアップが出てきて、皆様もいつも許可だったり拒否だったりされていると思うのですけれども、個別同意を取得する状況ですし、位置情報等に関しては、細かく正確な位置情報を提供するのか、大まかな位置情報なのか、また、バックグラウンドでも提供するのかどうか等に細かく設定できるようになってきているというところ。

4つ目が、情報取得に関する通知方法というところなのですけれども、昔は基本的にGoogle、Appleが用意していたのは、取得ページでプラポリの掲載リンクを用意しているだけだったのですけれども、今はアプリの取得情報に関してGoogle、Appleが簡易に確認できる仕組みを提供していると。例えば、こちらがGoogle Playにおける紹介ページのところに、データセーフティーという形でどういう情報が取られるかが書かれていて、ここの矢印ボタンをクリックすると、具体的に例えばデバイスまたはその他IDだとかいうものが広告マーケティングのために取られますだとか、そういうところが分かるような形になっております。Appleの場合は、まずは少しアイコンで分かるようになっていて、同じようにクリックをするとどういうものか分かる。Appleの場合は、目的というよりはトラッキングされるものか関連づけられるのかというだけで、具体的に目的等は詳細には分からないという仕組みにはなってきたところでは。

この辺りがこれまでの大きいGoogle、Appleの違いなのですけれども、この辺りを踏まえて今後検討すべき論点として大きく3つ挙げさせていただきます。1つ目がプラポリの掲載の位置づけの変更というところなのですけれども、こちらは、どこまでこのSPIの位

置づけをガイドラインにするのか、もう少し重いものにしていくのかというところによっても変わってくると思うのですが、ただ、どちらの場合であっても、もうプラポリの掲載はアプリにおいては当たり前ですので、SPIの中においてもSPIの位置づけが今の中においてももうプラポリの掲載は当たり前で必須事項ですよというような形で、強く明確に記載してもいいのではないかと考えております。

2つ目が、やはりプラポリの通知方法ですとか範囲というところで、先ほども言いましたように、今はプラポリが100%掲載をされているんですけども、個別アプリの利用者情報の取扱いが必ずしも分かりやすく分かる状況ではない。場合によっては十分な情報がなされていないような状況ですのでその辺りは検討すべきではないかと思えます。ただ一方で、このアプリのプラポリの作成を全て求めるというところはアプリ提供者様の負担も大きいので、この辺りをどういうやり方がいいのかというところは改めて議論してもいいのではないのかなと考えております。

それと併せて、先ほども言いましたように概要版のようなシンプルに分かるような仕組みの掲載がなされていないというところですので、この辺りについて（音声途切れ）プラポリの内容を（音声途切れ）分かるだけでも（音声途切れ）を使えばいいというお話もあるんですけども、ではGoogle、Appleがその仕組みをやめた瞬間にこのアプリで何を取っているのかが分からなくなってしまうので、アプリ提供者様の取組としてどういうことを求めていくのか、どういうことが重要なのかというところは議論してもよいのかなというところになっております。

3番目が少し細かい内容にはなるのですが、SPIの中で示した8項目の記載項目ですとか記載内容については改めて見直してもいいのではないのかなと。昨今の法令の改正ですとか、アプリの提供者における利用者情報の取扱方法も複雑になってきておりますので、その辺りの再考というところになっております。例えば例といたしましては、SPIの中では情報の取得方法を書きなさいというところがあるのですが、基本的には自動取得か手動取得かというところが記載の例として書かれているのですが、最近のいろいろなスマホアプリ提供者様のプラポリを読むと、この取得方法に第三者からの取得ですとか、ほかから取得してきた情報を統合することもありますよという形で記載されておりますので、こういう点についても、こういうことを書くのが望ましいと、しっかりとそこまで詳細に書いていただいているアプリ提供者様の取組を推奨するという意味でも、少し記載項目の内容等を見直してもいいのではないのかなと考えております。

参考といたしましては、LINEヤフー様のプライバシーポリシーをずっと読んでいて、ここについてしっかり書かれているなというところで例として載せているのですけれども、これはLINEヤフー様でなくてもGoogle様、フェイスブック様等は書いていることが多いですし、ほかのスマホアプリの中にもこういう記載が最近が増えてきたなというのを過去の調査を実施している中で感じていたので、ここに記載させていただきました。

少しオーバーしましたが、以上が日本総研からの発表になります。

【山本主査】 ありがとうございます。

それでは、プレゼンの最後になりますけれども、生貝さんからの御報告をお願いいたします。少し時間が押してますので、15分厳守という形でお願いできればと思います。

【生貝主査代理】 分かりました。

それでは、私のほうから簡単に諸外国の状況ということでお話しさせていただきます。

まず、先ほど事務局の説明の中でございましたとおり、森先生の御発言、このスマートフォン・プライバシー・イニシアティブ、やはり一歩進んだものを目指すべきではないか、このことについては、やはり我が国は比較的用户情報の保護、個人情報の保護に関わる規律というのは、ハードローでは、ある種、必要最低限に近いようなところになっている部分というのものもあるのかなといったときに、やはりいわゆるこういったソフトローの部分も含めて、まさしく様々なユーザー保護の取組を進んだ形で考えていくというのは大変重要なことだと私自身も考えております。

そうしたときに、SPI、最後の改定が2017年ということで、その後、非常に様々な国際的にもこういったユーザー情報の保護に関わる動きというものがあるといった中で、必ずしもスマートフォンだけに関わるものではないのですけれども、特にEUの動きに関して、ここしばらくの動きの中で、こうしたことをSPIの改定に当たって視野に入れておくと少なくともよいのではないかということ、簡単に御紹介をさせていただくところでございます。

まず2017年が最後の改定とさっき申しましたけれども、その中で一番大きな動きというのは、やはりGDPRが2018年から適用開始されたということがあります。このGDPRの中で、御承知のとおり、旧来のデータ保護指令の中ではそれなりに各国に委ねられていた部分もあった個人情報、個人データの定義というものが統一化されまして、Cookieを含む、いわゆるID全般の個人データとしての位置づけというものが明確になったというのが大きなところとしてあるのだらうと思います。

そうしたときに、同意及びそれに対して必要となる利用者に対する平易・明確・アクセス



ス容易な情報の提供といったようなところでも、一番最初のGDPRの大きなエンフォースメントというのが、CNILのGoogleのAndroidの利用開始時における消費者、利用者との同意に関わる2019年のものでございましたけれども、ここでは、例えば5回、6回、リンクを飛ばなければ全体像が把握できない、サービス全体に対して漠とした利用目的しか示されていない。あるいは、デフォルトでオーケーというチェックをしておくことということ、これはGDPR違反に当たるのだということで、これ以来、やはりこういったスマートフォンにおける同意の在り方、そして情報提供の在り方というのも、かなりプラクティスが変わってきている部分あるのかなと思います。

さらに、いわゆるトラッキングを同意しなければサービスを使うことができないというトラッキングウォールに関しても、EDPBの2020年のガイドラインの中で、これは自由に与えられた同意とは言えないと示されていたりと、こういった論点というものを様々参照していく価値はあるのだろうと思います。

そのほか、GDPRにおいてはDPIAですとかデータ保護オフィサー、あるいは日本法には明確には存在しないデータ主体の権利としてのプロファイリング、データポータビリティ、後で見るとおり、このプロファイリングに関しては非常に様々な上乘せ規制というの也被れているところは、我が国でもこういった論点をどう考えていくかというのが、このSPIの中でも少し視野に入れる必要があるのかなと思います。

さらに、ePrivacy規則は、結局今に至るまで成立はしていませんが、ePrivacy指令、2009年改正の中で、御承知のとおり5条3項に、端末への情報保存・保存情報アクセスのオプトインということで、ここでCookie等を含む様々なトラッキングといったようなものがGDPRとは別途規定されているといったことが15年前からあるわけでございます。

このことが、特に2023年の初頭ぐらいからが目立つんですけども、フランスのCNILは、これはもともとフェイスブックとGoogleの件で、フランスのデータ保護法82条、これはePrivacy指令の5条3項をフランス法に導入したものでありますけれども、フランスではCNILがGDPRと併せて執行権限を持っており、これは特にアイルランドに拠点を置いているといったことによる、ワンストップショップメカニズムの回避という特殊な事情もございまして、Appleの広告IDによるトラッキングの件、あるいはMicrosoft Bingの件、そしてTikTokのトラッキングの件などで、ここ最近になって改めてこのePrivacy指令に関わる、執行事例というものが加盟国レベルで増えているといったところも特に注目すべきところかなと思います。

そして、既に事務局の御説明のほうからも簡単にございましたけれども、やはり最近の動きとしては、デジタルサービス法とデジタル市場法の動きというものが大きいです。このことはやはり一般法としてのGDPRあるいは電子通信分野のePrivacy指令だけにはとどまらない、よりサービスごとの特性に応じた形での様々な規律の必要性といったものを反映していることかと思えます。

デジタルサービス法については、媒介サービスからオンラインプラットフォーム、そして超巨大といった中でレイヤー的な形で様々な規律が上乘せされていく形で、規律の内容は非常に様々なものにわたるのですけれども、特に一番下の要点のところに書いてあるコンテンツモデレーションは省略いたしますけれども、個人データ保護ですとかシステムミックリスク対応というところで様々な個人データに関わるところが規律されています。

例えば個人データ保護のところでは、ターゲティング広告のパラメーター等を明示すること、レコメンダー、プロファイリングに基づかない選択肢の提供をVLOPは提供しなければならない、特別カテゴリー、要配慮個人情報を利用したプロファイリング広告というものはしてはならない、そして青少年保護義務という、これは個人データに関わらない非常に広範な義務を課し、それはこれから様々なガイダンスがつくられていくところのございますけれども、こういった義務を課した上で、未成年個人データのプロファイリング広告利用禁止といったことをかけています。

さらに、これも個人データだけに関わる場所では全くないのですけれども、ダークパターンの禁止というものの、これはヨーロッパに限らずアメリカ等々で様々な類型も含めて議論されてきているところでもありますけれども、こういったことの禁止規定というのが置かれているのも一つの特徴かと思えます。

さらに、VLOP、VLOSE、特に大きなものに関しては、システムミックリスクの特定・分析・評価と緩和措置というものが求められるわけのございますけれども、この中に特に基本権、プライバシー、個人データ保護あるいは青少年保護等への影響等というものが、これは例示ではございますけれども、明示的に書かれていると言いましたときに、これから様々なコードオブコンタクトの策定の中で、こういったことに特化した形でのガイダンス、行動規範というものがつくられていくといったところもあるかなと思えます。

さらにデジタル市場法、これは御案内のと通りの、特に巨大なゲートキーパー、コアプラットフォームサービスを対象とした競争規制というものでございまして、ちょうど今年の3月、今月から全面的な適用が開始されるところのございます。この5条から7条の具

体的な義務規定の中には、本当におびたしい内容というものが含まれているわけですが、個人データに関わる、利用者情報に関わるという意味ですと、この3つというのが特に挙げられるのかなと思います。

まず、5条2項、これは、なぜこの競争法制の中に入っているのか少し不思議に思われるかもしれませんが、これは御案内のとおり、ドイツにおける連邦カルテル庁のいわゆるGDPR執行事案、日本法でいうところの優越的地位の乱用を消費者との関係で捉え直したエンフォースメントを受けてのものと言われているところですが、こういったデジタルプラットフォーム、特にゲートキーパーが提供するコアプラットフォームサービスの扱う個人データに関して、第三者サービス由来の個人データ処理、サービス間及び第三者サービスとの個人データ統合、そして個人データの相互利用及び統合のためのサインイン要請といったことは、これはGDPRの法的根拠として、例えば契約に必要な場合でありますとか、あるいは正当な利益に基づく同意に基づかない根拠というものでできるのだということを、プラットフォーム側は様々な形で実践を行ってきたわけですが、それは原則として非常に厳しいGDPR上の同意がある場合のみ認められるといったことを、これを事前規制として別途明確化しているわけですが。

さらに6条9項では、エンドユーザーが提供した及び生成したデータの効果的なポータビリティというものを、本人及び第三者のサービスに対して認めなければならないという、データポータビリティのほうの上乗せ規律も置かれているほか、これは15条の監査の義務というところで、このコアプラットフォームサービス上での消費者プロファイリング技術に関して、独立監査済みの説明ディスクリプションというのを当局に提供しなければならない、概要をまた一般公表をしなければならないという義務というのも、このデジタル市場法の中で設けられているわけですが。

さらに、この分野ですと特にこのAI法案というのも今様々な文脈で注目を集めているわけですが、この中でも特に個人データに関わるある種の上乗せ規律といったようなものも様々な形で置かれているところですが、これは、今年の2月にEU理事会が採択したという形で公表されているテキストからでございますけれども、例えば禁止されるAI慣行の中ですと、判断能力に著しい影響を与えるサブリミナル技術ですとかマニピュレーティブあるいはディセプティブなテクニックというものは禁止されます。あるいは、年齢、障害、特定の社会的・経済的状況に起因する脆弱性を悪用するような形でのAIといったようなもの、それから特別カテゴリーデータを推測するための生体識別データ

の利用といった形で、特にリスクが高いと思われるものについては、こうした規律の対象になっているほか、さらに御承知のとおりAI法案の中ですと、非常に広範なハイリスクAIシステムに関する規律というものが置かれているわけでございます。

このハイリスクAIシステムにおけるリスクというのは果たして何かというと、いろんなものがありますけれども、やはり個人データを処理して、それをプロファイリングして、それに基づく様々な決定を行うことのリスクというものが非常に大きく念頭に置かれているのが、このAI法案全体を通じた特徴かと思えますところ、教育、職業訓練、雇用、労働管理、融資等に関しては、そういったもののリスクを低減するためのデータガバナンス、それから人間の監視等というものをしなければならないといった規律というものがこれから導入されてくることになるところであります。

ごく簡単でございますけれども、ここまで簡単に御紹介してきた中から、我が国でSPI改定に当たって、全てを導入するというわけではもちろんないながら、様々な示唆というものが幾つかあるのではないかとこのことを挙げております。

一つは、意外とこのGDPR適用開始以降の同意ですとか情報提供といったものが、具体的にどのようなプラクティスの変更をされてきているのか、さほど我が国で参照されていない点を改めて見直していく価値はあるのではないかと。そして、それから我が国の個人情報保護法制などですと、青少年保護の特別の規程というものが置かれておりませんところ、先ほどの事務局資料の中でも少し言及ございましたけれども、そのことはやはりこのソフトロー的な枠組みの中で考えていく必要があるであろうし、それだけではなく、まさに脆弱な個人の保護というものをどうやって考えていくかということも同じように重要であろうと思えます。また、要配慮個人情報の位置づけというのも、こういったスマートフォンの文脈でも改めて考えていく価値があるのだらうと思えます。

さらに、これは個人データだけに関わる、利用者情報だけに関わるところではないのですけれども、こういったダークパターンというのは利用者の意思決定というものを阻害するというので、様々な類型化の取組というのもなされているところでございますので、そのことをどう考えるかということもあり得ます。

それから、やはり今までのSPIでも、いろんなアプリがある中でも基本的には利用者情報に着目して、大きさというものはあまり意識はしていなかったと思うのですが、サービスの性質、それがプラットフォーム系なのかあるいはプロファイリング系なのかですとか、そういったことの性質でありますとか、また、あるいはDSA、DMAなどのように、

利用者の数に応じた規律の強度という区分可能性というのも、もしかするとこういう中で考えていく価値があるのかもしれない。

そして最後に、プロファイリングあるいはAIは、ニアリーイコールでこの利用者情報の中では論じられるわけでございますけど、そういった位置づけをどう考えていくかというのも、この7年間のやはり環境変化の中では一つは意識する価値があるのかなと思います。

そして最後に、私自身の資料には含めていないのですが、事務局資料の中で36ページに記載していただきました、この英国のアプリストアに関わるコード・オブ・プラクティスといったものが先般出されています。このことは、ヨーロッパ、欧州のデジタル市場法と並行する形で、英国においてこのモバイル・エコシステムの調査というものが行われ、今ちょうど法案も審議されているところですが、これから本格的な制度的介入というものを英国政府としても考える中で、それと並行して、このアプリストア一般といったものは、こうしたことを守らなければならないといったことを、まずは行動規範として整理しているところでございます。

御承知のとおりアプリストアに関しましては、これ欧州そして英国をはじめとしてグローバルに非常に大きな動きがありますところ、アプリストア各社さんとしても様々な取組をアップデートしているところかと思っておりますので、我が国としてもこの機に、これからの環境変化というものを見越したアプリストアの規範といったものを官民連携しながら考えていく価値というのは非常に高いのだろうと考えているところでございます。

ちょうど15分でございます。私からは以上です。

【山本主査】 ありがとうございます。本当に時間を守っていただいて大変助かりました。

これまで3者にプレゼンいただいたわけですが、最初事務局からは我々のWGの目的についてご説明いただきました。その目的として、SPIの見直しに関する検討という柱と、利用者情報の取扱いに関するモニタリングという2つの柱が示されたところかなと思います。それから、日本総研さんのプレゼンからは、SPIの歴史あるいは沿革、さらに策定時から現在に至るまで状況がいろいろ変わってきているという、この差分のようなところもお示しいただいたと思います。それから生貝さんからの御報告ではEU、最後にイギリスの話が出てきましたけれども、特にEUとの関係における日本の立ち位置・現状というものがかかりクリアになったような気がいたしますし、議論していくポイントとして幾つか最後に示していただきましたけれども、大変参考になるプレゼンをいただいたかなと思

います。

これから残りの時間といっても30分弱ですけれども、皆様の御意見、コメント、御質問をいただければと思います。よろしくお願ひいたします。いかがでしょうか。

早速、太田さんからお手が挙がっておりますので、太田さん、よろしくお願ひいたします。

【太田構成員】 DataSignの太田です。ありがとうございます。

御説明ありがとうございました。私からは、細かくいうと8点、意見があります。

まず1点目なのですけれども、現状SPIまたSPOに関して、スマホのアプリがメインのものになっていると思うのですけれども、スマホのアプリだけではなくスマホのウェブについても、もう少し深掘って考えたほうがいいのではないかというのが1点目です。それは、スマホのアプリの外部送信で情報収集モジュールというものを使っていますよというところは割と書いてあるのですけれども、では、そのアプリの中から出てくるウェブの画面やアプリから使うウェブブラウザ、そういったところについてはあまりフィーチャーされていないというのが現状だと思っておりますので、スマホのウェブについても考える必要があるのではないか。これは外部送信規律との関係でも必要になるのではないかなと思っております。

2点目が、こちらは日本総研さんからいただいたところであるのですが、プライバシーポリシーというものの掲載が100%になっているというところは御報告としてありましたけれども、その報告の中でアプリ別のプラポリになっていないというところは、これは私も課題を感じているところがございます。今回、外部送信規律の対応を見ている、アプリに関する外部送信規律のところでは、アプリごとに掲載している会社さんは結構あるのかなという認識でおります。そういう意味では、外部送信規律に関わる部分というのは、アプリ別にちゃんと書くようにすることを義務づけてもいいのではないかなと、義務づけるというのはあれですが、ベストプラクティスとしてSPIに書いてもいいのかなと思っております。

3点目は、プライバシーポリシーの掲載や、AndroidとかAppleのアプリストアでも、分かりやすい、どういう情報が収集されているかというのがアプリストアが準備していますけれども、それらはあくまでも自己申告の内容になっていますので、今後SPIを改定しその後SPOをやる際には、その書いてある内容と実態が合っているのかどうかというところの評価も必要になってくるのではないかなと考えております。

次なのですけれども、こちらは生貝先生のお話にもありましたが、ダークパターンについてです。iOSにおいてIDFAを使うときに同意が求められるようになりましたけれども、そこに対してダークパターンと見受けられるものが結構あるという印象で、これは日経新聞でも記事になっておりましたけれども。そういったダークパターンの考え方ですとか、こういう例がダークパターンになるというようなところをSPIに示してもいいのかなと考えております。

長くなってすみませんが、次はモニタリングのほうです。今回、ログイン、非ログインユーザーというところが強調されてはいますけれども、まず非ログインユーザーというのは、アカウントがある状態で非ログインなのか、ない状態の非ログインなのかでも違いが出てくるところには留意が必要かなと思っております。また、その非ログインやアカウントなしのところだけでなく同意について、これは森先生の資料の中のコメントでもありましたけれども、フェイスブックは同意に依拠しておらず、今回、同意に依拠するよう変えるのかもしれませんが、そういった同意について、有効な同意になっているのかみたいな視点では、やはりモニタリングが必要なのではないかと思っております。

最後なのですけれども、セキュリティのところです。セキュリティとプライバシーは同じ文脈で語られることは多いのですが、セキュリティへの対応がプライバシーを阻害しているという件は結構発生しているところかなと思っておりまして、3rd party Cookieにおいても、セキュリティで使う3rd party Cookieというのはプライバシーを一部阻害しているところがあるというところに対して、どのように対応、どこまでがセキュリティ上必要なのか、ここまでやるとプライバシーを阻害している、というところの論点というのは、このモニタリングの中でも議論したり、事業者さんに聞いて情報収集するということが必要なのかなと思います。

以上です。

**【山本主査】** ありがとうございます。初回ですけれども、非常に重要なインプットをいただいたと思います。

それでは、次、寺田さん、よろしく申し上げます。

**【寺田構成員】** 私も多数あります。

まず、17ページのスマートフォン上のプライバシー対策のところ、5点挙げていただいています。まず、位置づけについてです。日本の法制度がグローバルの法制度に比べるとやや遅れているということで、それを補う上で、よりあるべき姿といったものを目指す

ということが必要じゃないかなと思っています。ただし、法律上の必要事項というのと義務というものと望ましいということがちゃんと区別がつくように書き分けておく必要があるのかなと思っています。

2点目、国内制度の反映ですが、これは絶対にやる必要があると思っています。特に、今、個人情報保護法であったり電気通信事業法であったり、かなり個別ばらばらになってしまっていて、事業者にとっても消費者にとっても分かりにくい、何が対象になっていてというところ分かりにくくなっていますので、この辺り、混在している部分をちゃんと規律が一覧できるような、そういった部分でもう一度整理し直す必要があるのかなと思っています。

3つ目、諸外国についてです。EUは同意の必須化、アメリカはどちらかといえばオプトアウトの必須化、それ以外に欧米とか国際標準では、リスクマネジメントといった考え方がどんどん押し出されてきています。太田さんのほうからもありましたが、子供のことであったりとかそういった部分に関して、グローバルというのはどんどん規制の強化が進んでいます。こういったグローバルの潮流といったものをちゃんと取り込んでいくような方向性というのが必要だろうと思っています。

4番目の民間の取組です。こちら、民間の事業者や団体というのは、こういったグローバルだったりとかあるいはApple、Googleさんの規制に合わせたり、それだけではなく、消費者の意見といったもの、そういった意識変化というのがどんどん進んでいますので、こういったものを取り入れて常々新しく改定していくということを行っています。こういったことを後押しするようなもの、あるいは根拠となるようなものというのがかなり希薄なところがありますので、そういったところをもう少し念頭に置く必要があるだろうと思っています。

その他のところですが、これは難しいポイントだとは思いますが、スマートフォンだけでいいのかということなんです。タブレットであったり、それからスマートウォッチあるいはスマート家電、スマートスピーカー、さらには最近では車など、こういったものもコネクテッドデバイスとしてスマホと同じようにアプリでいろんなことができるようになってきています。これをそのままSPIを対応させるというのは多少無理があるかもしれないので、この辺り、違いがあるのか、どういったところは同一に考えるべきかということについて、調査や検討を今後、一度やっていただく必要があるのではないかなと思っています。



さらに、対象としてアプリ事業者、ストアとかOS事業者とありますが、これ以外に最近  
は、全く直接こういったスマートフォンからではなくて、他社がスマートフォンで取得し  
たデータを集めてマーケティングに利用したりデータベースをつくったりといった事業と  
いうのもどんどん広がってきていますので、そういったところに対してちょっと目配り  
をする必要があるんじゃないかなと思っています。

太田さんからもありましたが、同意についてです。同意は万能ではないという点です。  
まず同意を取得するためには、ちゃんと通知がされているか、その同意の有効範囲はど  
うなのかといったところは必要になりますので、今、同意さえ取ってれば大丈夫というよ  
うな風潮があるところを、ここをしっかりともう一度検討する必要があるのではないかな  
と思っています。

モニタリングに関してですが、この辺りも、KPIの設定であったりとか、そもそも事業  
者をちゃんと評価できるということが必要ですので、そういったところも考える必要があ  
るのではないかなと思っています。

さらに、非ログインユーザーです。ここの部分に関しては、中にはそもそも自分の情報  
を取られたくないから非ログインで利用しているといったアクセスの仕方をしている方も  
いるということを前提に考えると、オプトアウトであったりとか通知であったりというの  
は、ログインユーザーと同等もしくはそれ以上でないといけないかもしれないというこ  
とを、一度ちゃんと検討する必要があると思っています。

委託先に関しても、委託先管理について、しっかりと明確な指針を設定した上で、モニ  
タリングするということが必要になるのではないかなと思っています。

プロファイリングについても、やはりどこかでしっかりと、プロファイリングそのもの  
が駄目というわけではなくて、プロファイリングにおいてやってはいけないこと、禁止す  
べき事項といったことを、例示みたいな形でもいいのでしっかりと打ち出していく必要が  
あるんじゃないかなと思っています。

長くなりましたが、私のほうからは以上です。

**【山本主査】**      ありがとうございます。

それでは続きまして、森さん、お願いいたします。

**【森構成員】**      どうも御説明ありがとうございました。私もあまり時間をかけてはいけ  
ませんので大きなところだけ、各論はまた次回以降お話しする機会があると思います。5  
つ申し上げます。アプリプラポリ、SPIについて4点と、利用者情報のモニタリングにつ

いて1点申し上げます。

まず、SPIですけれども、まず1点目は外部送信規律との関係ですね。旧SPI、現行SPIの法制度化が外部送信規律、そのアプリの部分についてとっていいかと思しますので、新しいSPIがその外部送信技術を守りましょうというだけでは、これはもう意味が全くないのであって、やはりそのSPIとして意味を持つ、外部送信規律が電気通信事業に入った状態で意味を持つベストプラクティスでなければいけないと思っております。

一つの大きなところとして、スマートフォンのウェブについてどうなのかという太田さんのお話がありましたけれども、これは全く太田さんのおっしゃるとおりでして、アプリのほうはプライバシーが守られていてもそのウェブのほうが守られてないということは、これは片手落ちになってしまうと思います。もともとのSPIについては私は経緯を実は承知しているんですけども、当時スマホのアプリが外部送信をすると——当時は外部送信という言葉はありませんでしたけれども、その情報収集モジュールを使ってサードパーティーにデータを送っていて怖いものであるというような報道がなされまして、当時、急速な拡大局面にあったスマホとかアプリの利用、普及に差し障りがあってはいけないということで、まずできたものですので、腰を落ち着けて考えてみれば、「アプリだけではなくてウェブも」というのは当然のことかと思えます。外部送信との関係ということですので、外部送信規律が通信関連プライバシーという考え方の下にできているということですので、新たなSPIにおける利用者保護は、外部送信規律と同じように通信関連プライバシーの具体的内容であると位置づけていただく必要があると思えます。これが1点目です。

2点目ですけれども、AppleやGoogleが既にプラポリに関してそのルールを設定していることとの関係を申し上げたいと思えます。このルールとの関係でアプリプラポリというのは事実上マストのものになっているわけです。そのため、当然のことながら新SPIではプラポリ以外の保護というものを考えるべきであるということになるかと思えます。そして、そこに先ほど生貝先生から御紹介のありましたダークパターンの禁止ですとか、広告IDによる横断的トラッキングをオプトインにする、app tracking transparency、ATTですとか、子供や脆弱性のあるユーザーの特別扱いについてといったものが、そのプラポリの外側で入ってくる、これが新たなSPIの内容の候補になるのではないかと思います。

次に3点目、保護のレベル、新SPIのレベルをどうするか、外部送信規律を守りましょうでは意味がないということです。やはりこれは今のApple、Googleのプラポリのルール、それからiPhoneが実現しているATTを筆頭にするデファクトスタンダード、これを一つの

ベンチマークとすべきなのではないかと思っています。本当に大きな市場、シェアを持って現在そのiPhoneの運用がなされているわけですので、そこは通信関連プライバシーの具体的内容になっていると考えていいのだと思います。

この文脈で懸念していることとしましては、現在、御案内のとおり、そのモバエコ競争評価の法制化というものが進められていますけれども、その中ではプラットフォームによるアプリベンダーに対する規制、セキュリティのレベル、プライバシーのレベルに関する規制が、プラットフォームとそのアプリベンダーとの公正な競争を阻害するものであると、そういう位置づけになっています。厳しいセキュリティ、厳しいプライバシーをアプリベンダーに求めることが適切ではないという考え方がモバエコ競争評価では示されておりましたし、どのようなレベルのプライバシー保護、どのようなレベルのセキュリティ保護、これが不当にアプリベンダーを害するものなのかということは、今後、この法制度化の文脈で議論が出てくると思います。そのときに、iPhoneによって現在実現されているデファクトスタンダードが通信関連プライバシーの内容になっているということから、そこを切り下げないようにするというのも新SPIに期待されていると思います。

4点目は同意についてです。先ほど寺田さんからもお話がありましたけれども、その同意についての問題というのは、私はシンプルだと思っていまして、同意は難しい、同意が取れたからということでは駄目だと言われますけれども、同意の問題点というのは、その同意の有効性が厳密に審査されるべきであるということの一点に尽きています。それ以上に、同意が駄目だから、同意はなくていいと、同意なしでやろうという話にすぐになりますけれども、そのような話はおかしいので、同意の有効性が厳しく判断されて、同意が無効になることがあるということだけ認識しておけばよく、同意によって本人の自己決定を確保する、情動的自律を守るということは依然として価値のあること、有効なことであると申し上げておこうと思います。

最後に1点だけ、利用者情報モニタリングについて申し上げます。事務局資料の10ページにもありましたように、今のところモニタリングがあまりうまく機能していないというプラットフォームサービス研究会の申し送りと、それは報道等もされたところです。それから、今の利用者情報モニタリングが取引透明化法を根拠としているということです。取引透明化法はプラットフォームの参加事業者を保護する、具体的にはこの利用者情報の文脈では、広告事業者を保護するためのモニタリングということが法制度的な位置づけになっていますので、やはり今の利用者保護の文脈とはマッチしないところがあると思います。

したがって、利用者情報の保護を目的にした透明化法、投稿型プラットフォームの透明化法というものをつくって、その中で、モニタリングに応じてもらう義務というものを法制度化していくことが、ここに書いてある3ポツの「必要に応じ制度的な対応も検討すべきである」ということの中身になってくるのかなと思っております。

以上です。

【山本主査】 ありがとうございます。

次に、木村さんお願いいたします。

【木村構成員】 木村です。ほぼ皆様がいろいろとおっしゃっている点と重なる部分が多いんですけども、一言言わせていただきます。

私もSPIのときにいろいろ関わっていた経緯がございまして、やはりその当時から状況はかなり変化しているということは肌身で感じているところでございます。先ほどお話にありましたけれども、やはり端末が変化しても同じようにカバーできるものを今回目標すべきではないかと考えております。そうでないと、新しくいろいろな端末や手段が変わるたびに、今はアプリケーションですけども、今度どういう状態になるか分かりませんが、そういったことのたびに繰り返しの議論になるということは絶対避けたいですし、恐らく共通するようなところがあると思いますので、ぜひ状況に応じて端末が変わっても運用できるようなものであって、それをどんどんブラッシュアップしていくとか、そういうものであっていただきたいと思っております。

私の願いはただ1点だけです。利用者、消費者が安心して通信を使いたい、それだけです。いろいろな問題はありますけども、例えば子供が本当に何も考えずに使ってしまうという事態もありますので、やはり子供が安心して使える利用状況であることですか、あとは海外のいろいろなことが、もう本当に当たり前のように、若い人たちは当たり前のように英語も使えますし、そういったことがきちんと使えるように、海外とのバランスが取れているということも重要だと思います。それから同意に関しても、これはプラットフォームサービス研究会のほうで私も以前から言っているのですけれども、利用者が何に同意したかがきちんと分かるようなものであるべきであると思っておりますし、利用者にとって透明性があるということは本当に重要なことと思っております。

最後に、やはり事業者と利用者との情報格差というのは大きいものです。それにきちんと対応していただくために相談先ですとか、どうしたらいいのかというところを明記していただくということを付け加えたいと思っております。

以上です。よろしくお願いいたします。

【山本主査】 ありがとうございます。

それでは次に、呂さん、よろしくお願いいたします。

【呂構成員】 ありがとうございます。大変勉強になる発表をいただきありがとうございました。

私からは1点、今までも出ている同意についてですけれども、確かにSPIがベストプラクティスである以上、やはり外部送信規律で求められていることよりも、上乘せする部分があつてしかるべきだろうというところで、そこでやはり一番に出てくるのが同意で管理すべき、あるいはオプトアウトといったこともあるかと思いますが、そういった利用者のコントロールを利かせるようにするというのは1案としてあろうかと思っております。

この外部送信規律の立法の背景にもなっていたかと思いますが、総務省においてユーザーアンケートを通じた実証調査なども行ったことがありましたけれども、やはり情報提供というのは、もちろんそれは大前提として大事なのですけれども、情報提供するだけではなかなか外部送信のことについて十分な理解が得られないのではないかとといった結果も出ていましたので、利用者の方がしっかりコントロールできるという、それによって当事者意識を持ってご確認いただくことで、より理解も深まるのではないかなと思っております。

ただ、そうは言っても外部送信規律を導入する際には、法令により強制するということになると、やはりなかなか影響も大きいものですから、いろいろと御議論があつて、外部送信規律はあのような形になりましたけれども、SPIにおいてベストプラクティスを模索していくというのは良いことであらうと思っております。

私からは以上です。

【山本主査】 ありがとうございます。

それでは、江藤さんよろしくお願いいたします。

【江藤構成員】 もう時間もないと思いますので、簡単に4点だけ。

まず、事務局資料の1点目にあつた「一歩進んだレベル」ということについて、私も大変賛成なのですが、その点で一つ留意することについては、有効性と実効性が乖離しないということは重要であらうと思っております。あまり先進的な内容を盛り込み過ぎて、なかなか実務がついてこないというのでもいけないし、逆にあまり今の実務と乖離しない形で来てしまうとどんどん民間に主導されて、また、どんどんすぐ時代遅れになってしまうような事態というのは、今回のSPIの改定では避けなければいけないというふうに

思っています。

その観点から、今日の生貝さんの御報告の中であったEUとの比較なんですけれども、今回、SPIはソフトローということで、EUの取組というのはハードローの中で、EUの中でのハードローとソフトローの切り分けを十分に我々も見極めつつ、それを私たちがこのSPIのソフトローの中でどの程度最大限考慮できるのかということを考えていかなければいけないだろうというのが1点目です。

2つ目が、事業者のイノベーションの観点ですね。今日はプライバシーの観点がメインではありますが、言うまでもなく国際競争力も重要な点ですので、個々のアプリ事業者の競争力という点にも配慮する必要があると思っております、その形ではグローバルなスタンダードに合わせる形で、他国と比較した中で日本のソフトローが事業力を削がない形で規制されることにも留意する必要があると思います。

3点目が子供についてです。幾つか意見がございましたけれども、子供については未成年ですので、そもそも我々は消費者として捉えるという考え方自体を改める必要があると思っております。民法上、言うまでもなく取消権の主体でありますし、そもそも責任主体にはなり得ないわけですから、そこで成人の同意と未成年者の同意というものを同列に論じることは避けなければいけないという点で、内容を濃くした規律が必要だと考えています。

最後に、その同意の観念ですけども、やはりこの同意の観念というのもこれは時間的に1回限りのものではありませんし、その同意を後からテイクバックするというのも十分あり得るわけですので、そういったことを今回、サービス提供者の中で十分にその適切性を確保できるような仕組みを提供することが必要だと考えております。

以上4点、よろしく申し上げます。

**【山本主査】** ありがとうございます。

一応、ほとんどの構成員の方から御発言いただいたのではないかと思います、よろしいでしょうか。今日は1回目ということで、皆さんの御意見を承りまして、事務局のほうで少し整理をしていただければと思います。

本当に時間がないのですが、私のほうから一言。

構成員共通の問題関心も示されたかと思しますので、その辺、整理いただくということかなと、まずは思いました。

それからやはりSPIを当初策定していた頃から大分時代状況が変わってきているということも明らかになったかと思しますので、プライバシーポリシーをただ掲載するだけでは

なくて、そういう意味では「ポストプライバシーポリシー」と申しますか、プライバシーポリシー掲載を当然のベースラインとしつつ、ダークパターンやプロファイリングの御指摘もありましたけれども、それ以降どういうことを検討できるのかということが、この検討会、ワーキンググループの一つのポイントかなと思いました。

それから、最近プライバシーの議論でも、同意や自己決定というものがプライバシーの本質的な要素ではないという議論も非常に有力化してきているところ、こういった批判を正面から受け止めつつ、やはり現状の同意というのはどうなのか、プライバシーポリシーと同意が言わば形式化して、事業者側の免責のためにプライバシーポリシーを挙げて同意を取るような運用になっていないか、そういう意味で実質的な同意ということがどのように可能なのか。形式性よりも実質性、あるいは文書で知らせるというだけではなくて体感できる、直感的に自分の情報の取扱いを感じられるようにするとか、やはりポストプライバシーポリシーに関する議論が今後必要になってくるのかなと感じた次第です。

とにかく1回目ということですので、繰り返しになりますけれども、今後はいろいろといただいた御意見を整理した上で、第2回目以降、検討していければと思います。

では、事務局から連絡事項があればお願いをいたします。

**【川野利用環境課課長補佐】** 事務局でございます。

次回会合につきましては、別途事務局から御案内をさせていただきたいと存じます。

事務局からは以上になります。よろしくお願いたします。

**【山本主査】** それでは、ちょうど2時半かと思いますが、以上で利用者情報に関するワーキンググループ、第1回の会合を終了とさせていただきます。

本日は皆様、お忙しい中、御出席いただきまして、ありがとうございました。